

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 6 年 12 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年9月27日午前9時頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道4998号路上において、路面が陥没していたため、日立市□□町□丁目□□番□号□□□□氏の使用する自動車が走行した際、左側前輪がこれに落輪し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 1 0 , 1 2 0 円